

平成30年4月2日
西日本高速道路株式会社
関 西 支 社

指名停止措置について

1. 指名停止業者

	指名停止業者		住所
①	株式会社横河ブリッジ	元請	千葉県船橋市山野町27
②	株式会社横河住金ブリッジ	元請	茨城県神栖市砂山16-5
③	株式会社トーヨーテクニカ	一次下請	大阪府大阪市北区西天満6-3-16

2. 指名停止期間：平成30年4月2日から平成30年5月1日まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置対象地域：地域1

4. 事実概要

本件は、関西支社が発注した「新名神高速道路 箕面インターチェンジA1ランプ第三橋他8橋（鋼・PC複合上部工）工事」において、A1ランプ第三橋の吊足場を解体中に、作業員1名がバランスを崩し約28m下へ墜落し、死亡したものの。

5. 指名停止措置理由

安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年11月30日付要領第96号）」別表第1第7号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領別表第1

措置要件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 関西支社 総務企画部 経理課

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
5	東京都

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。